

目次

1. はじめに	3
2. 基準文書	3
2.1 文書管理	3
3. 認証オプション	4
3.1 オプション 1 - 個別認証	4
3.2 オプション 2 (パート II を参照のこと)	5
3.3 ベンチマーク済みのスキーム	5
4. 登録プロセス	6
4.1 認証機関	6
4.2 登録	6
4.3 申請および認証の範囲	8
5. 評価プロセス	11
5.1 オプション 1 - 単一サイトおよび QMS のないマルチサイト	11
5.2 オプション 2 およびオプション 1 の QMS のあるマルチサイト	14
5.3 検査時期	18
6. 認証プロセス	19
6.1 不順守および不適合	19
6.2 GLOBALG.A.P.の認証を達成し維持するための要求事項	19
6.3 認証判定	21
6.4 制裁	21
6.5 通告および異議申し立て	23
6.6 認証機関の制裁	24
6.7 GLOBALG.A.P.の認証および認証のサイクル	24
7. 農場保証者	26
8. 略語および参考資料	26
8.1 略語	26
8.2 参考文書	26
附則 I.1 GLOBALG.A.P.の商標およびロゴの使用規則	27
1. GLOBALG.A.P.の商標および QR コード・ロゴ	27
2. 仕様	28
3. GLOBALG.A.P.の番号 (GGN)	30
附則 I.2 GLOBALG.A.P.登録用データの要求事項	31
1. 必要なマスター・データの種類	31
附則 I.3 GLOBALG.A.P.認証書のテンプレート	2
附則 I.4 GLOBALG.A.P.の定義	35

1. はじめに

この文書は、範囲特定規則において別段の指示がない限り、GLOBALG.A.P.総合農場保証（IFA）食品安全（例えば、安全性の確保）、および/または配合飼料製造基準についての認証を取得しようとしているあらゆる当事者のための認証規則を記載しています。ベンチマーク済みのスキームの規則については、GLOBALG.A.P. ベンチマーク規定に説明されています。英語バージョンの文書では、「shall（～するものとする、～しなければならない）」という単語は、GLOBALG.A.P.の要求事項が義務であることを示すために、GLOBALG.A.P.の IFA 基準文書の全体で使用されています。

2. 基準文書

以下の基準文書（および規定として公開されたその他のすべての文書）は、認証を取得しようとしているすべての申請者および GLOBALG.A.P.の認証書の保有者に関係します。

- a) GLOBALG.A.P.の認証およびサブライセンスの契約：認証機関（CB）と生産者との間の契約です。
GLOBALG.A.P.の認証を与えられるための法的枠組みを定めるものです。
- b) GLOBALG.A.P.の認証およびライセンス契約：認証機関と GLOBALG.A.P. c/o FoodPLUS GmbH との間の契約です。
- c) GLOBALG.A.P.の管理点および順守基準（CPCC）：生産者のための順守要件を定めている文書です。
注記：付則または付則の一部が必須であると述べていない限り、CPCC で参照されている付則は指針です。付則類の表題において必須であると述べています。要求事項を順守するために生産者の指標となる CPCC 文書において参照される指針は、基準文書ではありません。
- d) GLOBALG.A.P.のチェックリスト：
 - 管理点および順守基準について
 - 品質マネジメントシステム（QMS）の要求事項用（生産者グループおよび QMS のあるマルチサイト）について：品質マネジメントシステムのための要求事項を定めます。
これらの文書あるいは逐語的な内容によって適宜変更されたものが、すべての審査、検査、および自己アセスメントに使用されます。
- e) 国内解説用の指針（NIG）。関係国に CPCC の解説および適応を提供します。それぞれの技術委員会によって承認された国についてのみ入手可能です。それらが承認され公表されると、直ちにこれらの使用が義務付けられます。
- f) GLOBALG.A.P.の一般規則（一般規則、この文書）：品質マネジメントシステムおよび関連する問題だけではなく、認証プロセスがどのように機能するかを定めています。
- g) GLOBALG.A.P.の特定規則（例えば、作物規則、家畜規則、水産養殖規則、配合飼料製造規則）：認証プロセスが、各特定範囲についてどのように機能するかを定義します。
- h) GLOBALG.A.P.事務局によって出され、GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表された技術的なニュースおよび所定の更新。

2.1 文書管理

- a) すべての基準文書の最新バージョンは、GLOBALG.A.P.のウェブサイトから無料でダウンロードすることができます。
- b) 言語: オリジナル文書は英語で書かれています。GLOBALG.A.P.の文書はその他の言語に翻訳され、GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表されます。一旦掲載されたならば、これらの公式のGLOBALG.A.P.文書が、その言語での認証に使用できる唯一の文書となります。翻訳で相違がある場合には、英語版が優先するものとします。
- c) 文書の変更:
 1. 基準文書は、固有の文書コード、バージョン番号、および日付によって識別されています。
 2. バージョン名内の日付は、文書の出版日を示しています。「改版登録」の日付は、文書が有効になる日付を示しています。
 3. バージョン番号: 1桁目または2桁目の数字の変更（例えば、4.1から5.0に、または5.0から5.1に）は、要求事項における変更であり、したがってバージョン変更を示しています。その他の桁の数字の変更（例えば、5.0から5.0-1に変更）は、基準の要求事項に影響しない更新を示しています。
 4. 更新は、一般規則およびCPCCの文書において個別に行われますが、バージョン変更はすべての基準文書に影響します。
 5. 更新は、公式連絡としてGLOBALG.A.P.に認定されたすべての認証機関に送付されます。そのような更新を顧客に通知することは、認証機関の責任です。
 6. 変更の要約は「バージョン/改版登録」のセクションに示されています。このセクションは、バージョン更新のために、または新しい版のための文書の最後に別々に公表されます。

3. 認証オプション

GLOBALG.A.P.の基準が対象とする主要生産物のいかなる生産者も、GLOBALG.A.P.の認証を申請することができます。

GLOBALG.A.P.の認証については、「生産者」という用語は、生産プロセス、および、それらの人または事業体によって販売される、それぞれの範囲の生産物について法的な責任を負う、人（個人）または事業体（企業、個別生産者、あるいは生産者グループ）のことを言います。「生産者」という用語は、家畜の輸送企業および飼料製造業者を記載するために、これらの一般規則においても使用されています。

生産者は、2つのオプション（GLOBALG.A.P.またはベンチマーク済みのスキームの下での個別またはグループ認証）のいずれを使用しても認証について申請できます。これらのオプションは、認証を申請する法人の構成に基づきます。オプションの各々についてのアセスメント・プロセスは、セクション5に記載されています。

3.1 オプション1 - 個別認証

- a) 個別生産者が認証（GLOBALG.A.P.またはベンチマーク済みのスキーム）を申請します。
- b) 個別生産者は一旦認証されると、認証書の保有者です。

3.1.1 オプション 1 - QMS の実施のないマルチサイト

- a) 個別生産者または 1 つの組織が、別々の法人として機能しない数か所の生産サイトを所有している。

3.1.2 オプション 1 - QMS が実施されているマルチサイト (パート II を参照)

- a) 個別生産者または 1 つの組織が、別々の法人として機能しない数か所の生産サイトを所有しているが、QMS は実施されている。
- b) この場合には、一般規則のパート II の規則 - 品質マネジメントシステム規則が適用されるものとします。

3.2 オプション 2 (パート II を参照のこと)

- a) 生産者グループがグループ認証 (GLOBALG.A.P. またはベンチマーク済みのスキーム) を申請します。
- b) 法人としてのグループは、一旦証明されると認証書の保有者です。
- c) グループは実施されている QMS を持ち、また一般規則パート II に定められている規則を順守するものとします。

3.3 ベンチマーク済みのスキーム

ベンチマーク済みのスキームのための分類は、GLOBALG.A.P. のベンチマーキング規制の中で説明されています。

4. 登録プロセス

4.1 認証機関

- a) 申請者は、最初のステップとして、GLOBALG.A.P.が認定した認証機関（CB）を選ぶものとします。認定および暫定的に認定済みの認証機関に関する連絡先情報は、GLOBALG.A.P.のウェブサイトです。選んだ認証機関が関連する範囲について認定されているかどうかを確認することは、申請者の責任です。
- b) 選ばれた認証機関は、GLOBALG.A.P.のデータベースにおける申請者の登録、データ更新、および料金徴収について責任があります。

4.2 登録

4.2.1 一般事項

- a) その申請は、少なくとも附属書 I.2（GLOBALG.A.P.登録データの要求事項）において詳述された情報を網羅するものとします。登録することによって、申請者は、常に認証要件を順守すること、認証機関へのデータ更新の連絡、ならびに GLOBALG.A.P.および認証機関によって定められた該当する料金の支払いを約束します。
- b) この情報は、固有の識別子としてすべての GLOBALG.A.P.の活動に使用される固有の GLOBALG.A.P.の番号（GGN）を申請者に提供するために、GLOBALG.A.P.によって使用されます。
- c) 申請者が GLOBALG.A.P.の要求を誤用していることを示す客観的な証拠は、誤用の兆候が見られてから 12 か月間、申請者を認証からの除外をもたらします。さらに、申請者はリストに記載され、また、そのリストはデータベースへの登録の前にチェックされるものとします。いかなる誤用の場合でも、GLOBALG.A.P.のメンバーに連絡されるものとします。
- d) 機密性、データ使用、およびデータ公開:
 - (i) 申請者は、登録時に、内部プロセスおよび制裁手順に登録データを使用するために、GLOBALG.A.P.および認証機関に書面による許可を与えます。
 - (ii) GLOBALG.A.P.のデータベース内のすべてのデータは、GLOBALG.A.P.および生産者または生産者グループが共に作業している認証機関から入手可能であり、また内部プロセスおよび制裁手順に使用することができます。
 - (iii) 最小限かつ義務的なデータ公開レベルは、機密性およびデータ使用に関する追加情報と同様に、データ・アクセス規則によって定義されており、www.globalgap.org/documents で入手可能です。
 - (iv) 申請者（企業、個別生産者またはグループのメンバー）が最低限の公開に同意しない場合、申請者はサブライセンスおよび認証の契約に同意しておらず、認証を受けることも、認証を取得しようとする生産者グループに属することもできません。
 - (v) (iii) 項に述べられている以外のデータは、申請者の書面による同意なしに、GLOBALG.A.P.または認証機関によってその他のあらゆる当事者に対して公開することができません。
 - (vi) GLOBALG.A.P.バージョン 5 以降、生産者の認証履歴（以前に認証書検証ツールとして公開されていたデータ）は、市場参加者に示されます。

- e) 認証機関と生産者との間のサービス契約は、最長 4 年間で有効とすることができ、その後の更新は 4 年間で有効とすることができます。
- f) 申請者:
- (i) 異なる認証機関、あるいは異なる認証オプションの下で 2 回以上同じ生産物を登録することはできません。
 - (ii) 異なる認証機関に異なる生産物を、および/または異なる認証オプションの下で登録することができます。(例えば、オプション 1 の下でリンゴ、オプション 2 の下でサクランボ、ある認証機関にリンゴ、また別の認証機関にサクランボ、あるいは同じ認証機関に両方の作物を登録することが可能です)
 - (iii) 異なる国にある生産サイトまたはグループ・メンバーをいかなる認証機関にも登録することはできません。GLOBALG.A.P.事務局は、個々の場合に依りて、あるいは国内解説用の指針の範囲で例外を与えることができます。
 - (iv) 同じ生産物について、GLOBALG.A.P. IFA V5 と食品安全基準 (FSS) V5 とを組み合わせた認証を登録することができますが、同じ認証機関のみです。
 - (v) IFA の下でいくつかの生産物を登録し、また FSS の下でその他の生産物を登録することができます。
 - (vi) 以前に同じ生産物について IFA 認定を受けていた場合、FSS だけについて登録することはできません。
例: 申請者が以前に IFA 認証の認証を受けたリンゴについて FSS 認証を望む場合、申請者はリンゴを IFA および PSS の組み合わせの認証にのみ登録することができます。
- g) 登録が完了するためには、申請者は以下の条件をすべて満たされているものとします。
- (i) 必要なすべての情報を含んでいる関連する申請書を認証機関に提出すること。
 - (ii) 申請者は、認証機関との GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証の契約の最新版 (GLOBALG.A.P.のウェブサイトにおいて入手可能) の署名受諾、あるいは認証機関とのサービス契約/合意の署名を含む GLOBALG.A.P.のサブライセンスおよび認証契約の受領および取り込みを明示的に認めるものとします。また認証機関は、生産者に対してサブライセンスおよび認証の契約のコピーを渡すものとします。
 - (iii) GGN またはグローバル・ロケーション番号 (GLN) が未だない場合、GLOBALG.A.P.の番号 (GGN) の割り当てを受けること。
 - (iv) 現在の GLOBALG.A.P.の料金表 (GLOBALG.A.P.のウェブサイトにて入手可能) で説明されているように、GLOBALG.A.P.の登録料を支払うための書面に同意すること。
- h) 登録プロセス、初回の認証および移転の場合には、検査が行われる前に完了されるものとします。
- i) 初回登録の場合、認証機関は申請を確認し、完全な申請の受領から 28 暦日以内に申請者に GGN を提示するものとします。
- j) 生産サイトは、所有または賃貸され、最終的に 1 つの法人によって管理され、また同じ入力要素 (水道、労働者、設備、店舗など) が使用される生産区域 (例えば、農場、小さな地所、池、牧場) として定義されます。1 つのサイトは、数か所の非接触区域 (共通の境界を共有しない、不連続な区域) を含むことができ、また同じサイトに関して 2 つ以上の生産物を生産することができます。

GLOBALG.A.P.の認証範囲に含まれる生産物は、生産するすべて生産サイトを特定され、登録されるものとします。

生産サイトのための要求事項:

- (i) すべての生産サイトは、法人の直接管理下で所有または賃貸されるものとします。
 - (ii) 法人が所有していない生産サイトの場合、署名された文書があるものとします。それにはサイト所有者が貸し出されたサイトでの生産作業に関する責任または投入物または決定能力を持っていないことを明確に示すことを含んでいるものとします。各生産サイトの所有者と法人との間で、以下の事項を含む書面による有効な契約があるものとします。
 - 認証書の保有者/生産者メンバーの名前および法的身分証明
 - 名前および/またはサイト所有者の法的身分証明
 - サイト所有者の所在地
 - 個別生産サイトの詳細
 - 両方の関係者の代表者の署名
 - (iii) 認証書の保有者は、生産物を市場に出すことを含むすべての登録された生産についての法的責任があります。
- k) 生産物が取り扱われる場合、生産物取り扱い単位（PHU）は施設として定義されます。生産者が 2 つ以上の PHU で GLOBALG.A.P.の認証範囲に含まれる生産物を取り扱う場合、これらすべてを特定して登録するものとします。

4.2.2 新しい認証機関への登録

- a) 既に登録されている生産者が認証機関を変更するか、または異なる生産物の認証のために新しい認証機関に申請する場合、その生産者は、GLOBALG.A.P.によって新しい認証機関に割り当てられた GGN を連絡するものとします。実施しないと、オプション 1 の生産者に対して 100 ユーロ、またオプション 2 の生産者グループに対して 500 ユーロの登録料の追加料金がかかります。
- b) 送り出し側の認証機関が対応している不適合を解決するまで、制裁されている認証書の保有者は認証機関を変更することができません。
- c) グループによって出された生産者に関する何らかの保留中の制裁があるか、または認証機関によって提起された生産者に関連する何らかの未解決の問題がある場合、生産者グループの個別生産者のメンバーは、（登録済みの生産物について）そのグループを離れて別のグループに登録することを認められていません。

4.3 申請および認証の範囲

4.3.1 GLOBALG.A.P.の一般規則が対象とする基準:

GLOBALG.A.P.の認証の範囲には、以下の事項が含まれます。

- a) 1 次生産物の管理された生産プロセス。このプロセスは野生/捕獲、野生魚/捕獲、あるいは山野で収穫された作物は対象とされません。

- b) GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表された GLOBALG.A.P.の生産物リストに含まれた生産物だけは、認証のために登録することができます。GLOBALG.A.P.の生産物リストは制限されておらず、要求に基づいて拡張することができます。
- c) 生産者自身によって作られる生産物のみ。生産者は、自ら生産しない生産物の生産についての認証を受けることができません。

IFA の管理点および順守基準（CPCC）の文書は、生産サイトにおける異なる分野または活動レベルを対象とする各々の異なるモジュールに分かれています。これらのモジュールは、以下のとおりグループ化されます。

- a) 範囲モジュール：より一般的な生産問題を対象とし、より広範に等級付けされる。これらは次のとおりです。総合農場ベース、農農作物ベース、家畜ベース、水産養殖基本モジュール。
- b) サブ範囲モジュール：生産物の種類ごとに分類された、より具体的な生産詳細を網羅しています。

食品安全基準（FFS）は、IFA 基準の与えられたサブ範囲の食品安全の要素だけを対象とします。（例えば、生産安全基準は、果物および野菜のサブ範囲の食品安全の要素だけ対象とします）

CFM CPCC は、複合飼料の製造要件を網羅しています。

4.3.2 並行生産（PP）または並行所有（PO）

4.3.2.1 定義

並行生産（PP）：

PP とは、個別生産者、生産者メンバー、または生産者グループが、同じ生産物について一部を認証済みの生産物として、また一部を非認証の生産物として生産する状況のことです。また認証に登録される生産物を生産する生産者グループのすべてのメンバーが、認証書の範囲に含まれているとは限らない場合、それも PP と見なされます。

例：生産者がリンゴを栽培しています。リンゴ生産の一部だけが認証されます。

農家が認証品としてある生産物を生産し、また非認証品として別の生産物を生産する状況は、並行生産ではありません。（例えば、認証済みのリンゴと非認証の西洋ナシ）

並行所有（PO）：

PO は、個別生産者、生産者メンバー、または生産者グループが、それらが認証済みの生産の下で栽培する同じ生産物の非認証の生産物を購入する状況です。

例：生産者は認証済みのリンゴを栽培しており、他の生産者から非認証のリンゴを購入しています。

以下の場合、PO とは見なされません。

- 生産者/生産者グループは、GLOBALG.A.P.に認証済みの別の生産者から追加の認証済みの生産物を購入入します。

- 認証済みの生産者は、非認証の生産者について外部委託事業者として生産物を取り扱います。つまり、認証済みの生産者は非認証の生産物を購入しません。

4.3.2.2 登録

GLOBALG.A.P.および非 GLOBALG.A.P.の生産物（同じ生産物）を所有するいかなる申請者/認証書の保有者（個別生産者、マルチサイト、または生産者グループ）も、いつでも並行生産（PP）または並行所有（PO）の登録をする必要があります。

4.3.2.2.1 登録ステップ

- (i) 生産者は、登録プロセスの間に、PP/PO について申請をそれぞれの認証機関に通知するものとします。生産者グループは、認証範囲に含まれる同じ生産物の非認証の生産物を購入/販売する生産者メンバーの明確な識別を含むものとしします。（したがって、各生産者メンバーのために「PO あり」として登録されなければならない生産物も含まれます）
- (ii) 認証機関は、PP および/または PO の GLOBALG.A.P.データベースに生産者（生産物ごとに）を登録するものとします。
- (iii) 生産者は、PP / PO の実施を開始すると、いつでも PP/PO に登録することができますが、不適合の場合には制裁を避けるために登録を即時是正措置として利用することはできません。

不適合が検出される場合、生産プロセス全体についての是正措置の効果的な実施まで、生産者はそれに従って制裁されるものとします。

例 1. PP/PO に登録していない生産者の検査中に、認証機関は、生産者が認証したのと同じ種類の非 GLOBALG.A.P.の生産物の販売を検出します。この場合には、認証機関は直ちに生産者を一時停止するものとします。一時停止は、PP/PO の下での登録、ならびに、すべてのトレーサビリティおよび隔離要求事項への順守が検証された後にのみ解除することができます。

例 2. 生産のある部分が不順守であると分かりました。また生産者はそれを分離し、審査中に生産の残りのために認証を維持したいと考えています。これは不可能であり、通常の制裁措置および認証手順に従うものとします。

生産者が、（例えば、それらは、登録時に予定していない、GLOBALG.A.P.ではない生産物を購入する必要があるため）、認証書の有効期間中に PP/PO の登録をしたいと考える場合には、認証機関は、該当する管理点をチェックし、GLOBALG.A.P.のデータベース内の情報と認証書を更新するために、特別な検査/審査を実施しなければならないでしょう。

生産者がその季節の初めに並行所有の登録をしたいと考える場合に、それらが非認証の生産物を購入するかどうか確実でない時、認証機関は、トレーサビリティおよび隔離の手順が利用可能であり、実施の準備ができていないと評価します。認証されていない供給元から生産物の購入が始まる場合、認証機関は実施の証拠（文書またはオンサイト・アセスメント）を要求するものとします。

4.3.2.3 PP/PO の登録された生産者の識別

GGN は、認証書を検証するために使用されます。それは、PP/PO について登録されたすべての生産者のための義務である認証済みのプロセス（AF 13.2 GLOBALG.A.P.の生産物の識別を参照のこと）に生産物が由来する場合、生産者の GGN による最終生産物の識別によって利用可能になります。

PP/PO は、認証書に明記されなければならず、さらに GLOBALG.A.P.のデータベース内のオンライン認証書の検証によって目視確認することができます。

4.3.2.4 PP/PO がある生産者のための追加の要求事項

すべての生産物は、それぞれの生産サイト/PHU まで追跡可能であり、また認証済みの生産物および非認証の生産物は、常に、完全に隔離されるものとします。生産者は、トレーサビリティおよび記録システムが、完全なトレーサビリティおよび隔離を保証することを実証することができるものとします。

認証済みの生産物および非認証の生産物の取り扱いは、同じ生産物取り扱い施設内で可能です。1 つの生産サイトの並行生産は認められていません。可能な場合、例外事項はそれぞれの範囲特定規則に説明されています。

4.3.3 立証責任

- a) GLOBALG.A.P.認証書の所有者に関する情報（例えば、MRL の超過、微生物汚染など）の場合には、GLOBALG.A.P.事務局に送付されている認証済みのステータス/要求に関して潜在的効影響を与える可能性があります。GLOBALG.A.P.の基準への順守の証拠の検証および提供によって、請求に異議を申し立てることは、認証書の所有者および対応する認証機関の責任です。
- b) 所見および取られた措置は、認証機関によって定められた期間内に GLOBALG.A.P.事務局に報告されるものとします。
- c) 認証書の所有者および対応する認証機関が、GLOBALG.A.P.事務局によって定められた期間内に要求された証拠を提示しない場合、GLOBALG.A.P.の一般規則に記載されている制裁手順に従って制裁されます。
- d) 証拠が試験所の分析を含んでいた場合には、認定試験所（ISO 17025）および独立したサンプル抽出（関連する CPCC に定められた規則に従って）が含まれているものとします。

5. 評価プロセス

登録済みの関係者は、認証を達成するために自己アセスメント（オプション 1 およびオプション 1 の QMS のないマルチサイト）、あるいは内部の検査/審査（オプション 1 の QMS のあるマルチサイトおよびオプション 2）のいずれかを行うものとします。また、選ばれた認証機関によって検査/審査を受けるものとします。これらのアセスメントのいずれの間においても、コメントは、自己アセスメントを除き、すべての上位の義務およびすべての不遵守、ならびに適用されない下位の義務の管理点について記載されるものとします。

5.1 オプション 1 - 単一サイトおよび QMS のないマルチサイト

- a) このセクションは、別々の法人ではなく、QMS の実施なしで運用されている単一の生産サイトまたは多数の生産サイトを持つ、単一の法人（個別生産者または企業）である申請者に適用可能です。
- b) 認証書が発行される前（初回評価）、およびその後毎年行われる**評価の要約**（後続評価）：

	初回評価	後続評価
生産者による自己評価	1. 範囲全体（すべての登録済みのサイト）	1. 範囲全体（すべての登録済みのサイト）
認証機関による外部的評価	2. 範囲全体（すべての登録済みのサイト）の事前通知検査	1. 範囲全体（すべての登録済みのサイト）の事前通知検査 2. 抜き打ち検査（認証書の保有者の最低10%）

5.1.1 自己評価

- a) 自己評価は、以下の事項のとおりであるものとします。
- (i) 該当する管理点に定義された要求事項の順守を検証するために、認証範囲の下ですべての登録済みの生産サイト、生産物、およびプロセスを対象とすること。
 - (ii) 生産者の責任によって、あるいは、その責任の下で実施すること。
 - (iii) 初回検査の前に実施すること。またその後、すべての関連する範囲およびサブ範囲、ならびに登録面積の完成したチェックリスト（上位および下位の義務および推奨事項）に対する抜き打ち後続検査の前に少なくとも毎年実施すること。完成したチェックリストは、レビューのために常にサイトで利用可能であるものとします。
 - (iv) 自己アセスメント・チェックリストは、すべての適用されない管理点および不順守管理点について観察された証拠のコメントを含むものとします。

5.1.2 認証機関の検査

- a) これらの検査（事前通知および抜き打ち）は、認証機関の検査員または審査員（パート III の認証機関の検査員および審査員の要求事項を参照のこと）によって実施されるものとします。
- (i) 認証機関は、適用される範囲およびサブ範囲の完成したチェックリスト（上位および下位の義務および推奨事項）を検査するものとします。
 - (ii) 検査は、次の事項を対象とするものとします。
 - a) 受理されたすべての生産物および生産プロセス
 - b) 登録済みのすべての生産サイト
 - c) 登録済みの生産物の各取り扱い単位
 - d) 関連する場合、管理サイト

5.1.2.1 事前通知検査

各生産者は、初回アセスメントで1回、その後1年に1回、認証機関の事前通知検査を受けなければならない。認証機関は、事前通知検査（初回および後続の両方）を2つのモジュールに分割することができ、それらは同じ審査員/検査員によって検証されるものとします。

- (i) オフサイト・モジュール: これは、審査の前に QMS によって認証機関に送付された、自己アセスメント、リスク・アセスメント、CPCC において要求されるいくつかの手順、獣医療計画

(該当する場合)、分析プログラム(頻度、指標、場所)、分析報告書、ライセンス、使用される薬のリスト、使用される植物保護製品のリスト、試験所認定の証拠、外部委託される活動の認証書または検査報告書、植物保護製品/肥料/薬剤の適用記録などを含む、文書の机レビューから成り立っています。オフサイト・モジュールのレビューは、オンサイト・モジュールの検査の2週間前に行なわなければなりません。

- (ii) オンサイト・モジュール: これは、チェックリストの残っている内容のオンサイト検査、オンサイトでの生産プロセス、およびオフサイトで評価された情報の検証から成り立っています。

2つのモジュールが使用される理由は、検査の全期間が短縮されないとしても、オンサイトでの所要時間を短縮するためです。

認証機関は、その顧客にオフサイト・モジュールを提供するかどうかを決定します。認証機関が、その顧客にオフサイト・モジュールを提供した場合には、その使用は各生産者と相互に合意されるものとします。

必要書類が機密であると見なされる場合、生産者には、認証機関にそれらを送付しない権利があります。この場合には、オンサイト検査中に情報がなければなりません。(一般規則パート III にあるオフサイト・モジュールの説明も参照のこと)

5.1.2.2 抜き打ち検査

- (i) 認証機関は、認証書の有効な12か月間に、認証機関がQMSのないオプション1の下でサブ範囲ごとに認証したすべての生産者の最低10%の抜き打ち検査を実施するものとします。
- (ii) GLOBALG.A.P.事務局が短縮されたチェックリストを承認していない限り、認証機関は、適用範囲およびサブ範囲の上位および下位の義務を検査するものとします。あらゆる不適合も、事前通知検査に見つかったものと同じ方法で取り扱われます。
- (iii) 認証機関は、意図した訪問に先立って生産者に通知することができます。この通知は、通常48時間(2営業日)を超えることはありません。生産者が提示された日付を受け入れることが不可能(医学的またはその他の正当な理由のために)である例外的な事例においては、生産者は、抜き打ち検査を通知される機会をさらに1回を得るものとします。最初の提示日付が承認されていない場合、生産者は書面による警告を受け取るものとします。生産者には、48時間の訪問通知が別途送付されます。訪問が正当と認められない理由のために行なうことができない場合、すべての生産物の一時停止が出されます。

5.1.2.3 抜き打ち緩和プログラム

- (i) 生産者は、以下の事項が該当する場合、抜き打ち緩和プログラムに参加することを選択できます。
- 生産者は少なくとも2年間認証されていた。および、
 - 最後の2回の検査結果は、検査日に上位の義務の100%および下位の義務の少なくとも95%の順守を示した。および、
 - 過去2年間に未決の制裁はなかった。
 - 認証機関は緩和プログラムを提示している。

- (ii) 不適合が検出されるか、生産者が認証機関を変更した場合には、生産者のステータスは 0 年にリセットされます。これは、上記の条件の下でさらに 2 年連続して順守を示した後、生産者が抜き打ち緩和プログラムからの恩恵を得ないことを意味します。
- (iii) 抜き打ち緩和プログラムの下では、生産者は追加の 10%の抜き打ち検査から除外されます。ただし、年次検査は 5.1.2.2 に記載された同じ規則に従って、抜き打ち検査となります。これは、認証機関がそれらの検査料を引き下げることができることを可能にします。（一般規則パート III にある抜き打ち緩和プログラムの説明も参照のこと）
- (iv) 抜き打ち緩和制度の下での検査は、関連する範囲およびサブ範囲に従って、IFA チェックリスト全体を使用して、常に実施されるものとします。
- (v) 抜き打ち緩和プログラムの参加者は、オフサイト・モジュールの検査方法から除外されます。
- (vi) 抜き打ち緩和プログラムへの参加は、GLOBALG.A.P.のデータベースにおける属性として登録されます。
- (vii) 妥当な状況（苦情のフォローアップなど）である場合、認証機関には、認証書の有効期間において抜き打ち検査の予定を立てる権利があります。
- (viii) 生産者もアドオンについて審査される必要があり、アドオン規則が抜き打ちのアドオン・アセスメントを明確に除外する場合、生産者は抜き打ち緩和プログラムに参加することができません。

5.2 オプション 2 およびオプション 1 の QMS のあるマルチサイト

- a) このセクションは、一般規則パート II で設定された要求事項を満たす QMS を実施しているマルチサイトがあるグループおよび個人に適用可能です。
- b) 申請者は、認証範囲の下でのすべての生産者および生産サイトが、常に認証要件の順守を確実にすることについて責任があります。
- c) 認証機関は、すべての生産者または生産サイトを検査するのではなく、単にサンプルを検査します。したがって、各生産者または生産サイトの順守を判断することは認証機関の責任ではありません（この責任は申請者にあります）。認証機関は、申請者の内部統制が適切かどうかを評価するものとします。
- d) 認証書が発行される前（初回評価）、およびその後毎年行われる**評価の要約**（後続評価）：

	初回評価	後続評価
生産者グループおよびオプション1のQMSのあるマルチサイトの作業による内部的評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内部QMS審査 2. 登録された各生産者/生産サイト、およびすべての生産物取り扱い単位の内部検査 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内部QMS審査 2. 登録された各生産者/生産サイト、およびすべての生産物取り扱い単位の内部検査
認証機関による外部的评价	<p>初回訪問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前通知QMS審査 + 作業中に登録された中心となる生産物取り扱い単位の総数の平方根 2. 登録された生産者/生産サイトの（最小の）平方根 <p>2回目の訪問（サーベイランス）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 認証済みの生産者/生産サイトの（最低）50%の平方根の維持検査。 	<p>初回訪問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前通知QMS審査 2. a 登録された生産者/生産サイトの実数の（最小の）平方根、 あるいは、 2. b 前回のサーベイランスにおいて制裁がない場合： 登録された生産者/生産サイトの実数の（最小の）平方根の検査 - 前回の維持検査中に検査された生産者/生産サイトの数 <p>2回目の訪問（サーベイランス）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 認証済みの生産者/生産サイトの実数の（最低）50%の平方根の維持検査
生産物取り扱い検査、認証機関による外部的评价	<p>初回または2回目の訪問時:</p> <p>中心となる作物の取り扱い施設が1か所しかない場合、そこは作業中に毎年検査されるものとします。</p> <p>2つ以上の中心となる作物の生産物取り扱い施設がある場合、登録された中心となる生産物取り扱い単位の総数の平方根は、作業中に検査されるものとします。</p> <p>生産物の取り扱いが中央で行われないが、生産者メンバーの農場で行われる場合、この要因は検査されるべき生産者のサンプルを決定する際に考慮されるものとします。</p> <p>水産養殖については、すべての生産物取り扱い単位は、作業中に常に毎年検査されるものとします。</p>	

	初回評価	後続評価
抜き打ちの QMS 審査、認証機関による外部的評価	QMSのある認証書の保有者の10%の追加の抜き打ちQMS審査	

5.2.1 内部アセスメント

- a) 申請者は、認証要件の順守を確認し確実にするために、認証範囲内のすべての生産物およびプロセスを対象とする、すべての生産者および/または生産現場の内部評価を実施するものとします。
- b) 内部アセスメントは、セクション 1.5 および 1.6 の下で一般規則のパート II に定める要求事項、ならびに以下の事項を含めて順守するものとします。
 - (i) QMS の最低 1 回の内部監査は、認定機関の初回の審査の前に内部監査員によって、また、その後 1 年に 1 回実施されなければなりません。
 - (ii) 登録された各生産者、生産サイトおよび生産物の取り扱い施設 (PHU) の最低 1 回の内部検査は、内部検査員によって最初の認証機関の検査の前に実施され、その後は 1 年に 1 回実施されるものとします。

5.2.2 認証機関の品質マネジメントシステム (QMS) 審査

- a) 審査 (事前通知および抜き打ち) は、認証機関の審査員 (パート III の認証機関の審査員の要求事項を参照のこと) によって実施されるものとします。
- b) 審査 (事前通知および抜き打ち) は、GLOBALG.A.P.のウェブサイトを利用して可能な QMS チェックリストに基づくものとします。

5.2.2.1 事前通知審査

認証機関は、初回のアセスメントにおいて QMS の事前通知審査を 1 回実施し、その後は 1 年に 1 回実施するものとします。

認証機関は、事前通知審査を 2 つのモジュールに分割することができ、それは同じ審査員によって検証されるものとします。

- (i) オフサイト・モジュール: これは、審査の前に QMS によって認証機関に送付された、内部監査、承認された生産者メンバー/生産サイトの内部登録簿、食品安全方針の宣言、リスク・アセスメント、一般規則パート II において要求される手順、および残留物監視システム (頻度、指標、サンプル抽出プログラム)、残留物分析報告書、ライセンス、使用される薬のリスト、使用される植物保護製品のリスト、試験所認定の証拠および認証書、あるいは外部委託される活動の検査報告書などを含む、文書の机レビューから成り立っています。
- (ii) オンサイト・モジュール: これは、QMS チェックリストの残っている内容のオンサイト審査、加えて、オフサイトで評価された情報、およびオンサイトで機能する管理システムの方法の検証から成り立っています。(例えば、内部検査、トレーサビリティ、隔離、および物質バランス、中心となる生産物取り扱い単位など)

両方のモジュールを使用する目的はオンサイトでの所要期間を短縮することですが、審査の全体的な期間は短縮されません。

認証機関は、その顧客にオフサイト・モジュールを提供するかどうかを決定します。認証機関が、その顧客にオフサイト・モジュールを提供した場合には、その使用は各生産者のグループ/企業と相互に合意されるものとします。必要書類が機密であると見なされる場合、生産者のグループ/企業には、認証機関にそれらを送付しない権利があります。この場合には、オンサイト審査中に情報がなければなりません。

(一般規則パート III にあるオフサイト・モジュールの説明も参照のこと)

5.2.2.2 QMS の抜き打ち審査

- (i) 認証機関は、認証済みの生産者グループおよび QMS のあるマルチサイトの最低 10%の追加の QMS の抜き打ち審査を毎年実施するものとします。
- (ii) 検出されたあらゆる不適合は、事前通知審査と同様に取り扱われます。
- (iii) 認証機関は認証書の保有者に通知することができます。この通知は、通常、意図されている訪問の 48 時間前 (2 営業日) を超えません。認証書の保有者が提示された日付を受け入れることが不可能 (医学的またはその他の正当な理由のために) である例外的な事例においては、認証書の保有者は、抜き打ち維持検査を通知される機会をさらに 1 回を得るものとします。最初の日付が承認されていない場合、認証書の保有者は書面による警告を受けるものとします。認証書の保有者には、48 時間の訪問通知が別途送付されます。訪問が正当と認められない理由のために行なうことができない場合、完全な一時停止が出されます。

5.2.3 認証機関生産者/生産サイトの検査

- a) 認証機関の検査員または審査員は、検査を実施するものとします。
- b) 認証機関は、すべての検査中に、適用される範囲およびサブ範囲の完成したチェックリスト (上位および下位の義務および推奨事項) を検査するものとします。
- c) 選択された生産者メンバーまたは生産現場ごとの検査は、受理されたすべての生産物、生産プロセス、ならびに関連する場合は生産物取り扱い単位および管理サイトを対象としなければならない。
- d) **新しい認証機関による初回検査または最初の検査:** 最小の平方根に従って、(または、小数点以下の桁数がある場合は、切り上げた次の整数) 認証書が発行される前に、認証範囲内の生産者/生産サイトの総数のうち 1 つを検査するものとします。認証書の有効期間中、認証済みの生産者/生産サイトの (最小) 50%の平方根の維持検査が実施されるものとします。
- e) **後続検査:**
 - (i) 認証機関は、各生産者グループおよびマルチサイトの発表された外部検査を毎年実施するものとします。
 - (ii) 検査は、システムの信頼性を高める目的で、認証サイクルの中で 2 回の訪問に分けるものとします。
 - 再認証審査、および、
 - 生産者の維持検査これは、認証サイクル中に必要な検査の最低数を削減するものではありません。

- (iii) 認証サイクルの中で検査される生産者/サイトの数は、生産者/生産サイト（同じ生産の種類によってグループ化された）の現在の数の平方根と等しいものとします。生産者/生産サイトの平方根の半分（50%）は、維持検査中に検査されるものとします。
- (iv) 以下の前提条件が満たされている限り、認証機関による次の通常の事前通知審査のサンプルサイズは、生産者/生産サイトの現在の数から以前の維持検査中に検査された生産者/生産サイトの数を差し引いた数の平方根に削減することができます。
- 不適合が、生産者/生産サイトの維持検査日に発見されない。および、
 - QMS 審査の結果は、システムの堅牢性について疑念を生じていない。
- 例 1: 50 戸のメンバーがいる生産者グループでは、認証機関は初回審査中に 8 戸のメンバー（50 の平方根）を検査するものとします。次の維持検査中に、4 戸（ 0.5×8 ）のメンバーが検査されるものとします。最初の年に検査される生産者の総数は、12 戸です。翌年に、不適合が前回の 4 戸の維持検査中に検出されなかった場合、認証機関は、再認証審査中に 4 戸の生産者を検査し、その後、維持審査中に他の 4 戸を検査するものとします。
- 例 2: 初回の審査時には 5 戸のメンバーがいる生産者グループでは 3 戸のメンバー（5 の平方根）が、また、それ以降の維持検査中には 2 戸（ 0.5×3 ）のメンバーが検査されるものとします。翌年に、グループ・メンバーの総数が 4 戸まで減少し、不適合が生産者の維持検査中に検出されなかった場合、1 戸の生産者が依然として検査されるものとします。
- (v) 認証判定が下される前に、少なくとも生産者/生産拠点の総数の平方根が過去 12 か月間に検査されているものとします。
- (vi) 不順守が構造的なものであるか否かを調査する必要がある場合、認証機関は、維持検査中にサンプルを増やす決定を下すことができます。

5.3 検査時期

5.3.1 初回（最初の）検査

- a) このセクションは、初めて GLOBALG.A.P.の認証を取得しようとしている生産者、および新しい生産物を既存の GLOBALG.A.P.の認証書に s 追加したい生産者に適用可能です。生産者がある認証機関から別の認証機関に、あるいは GLOBALG.A.P. IFA 基準から同等な承認済みの修正チェックリストまたはスキーム（または、その逆の順序で）に変更された場合、最初の検査ではなく後続検査と見なされます。
- b) 認証機関が申請者の登録を承認するまで、検査を行うことはできません。
- c) 認証について初めて登録され、承認済の生産物の各生産プロセスは、認証書の発行に先立って、完全に評価されるものとします（該当するすべての管理点が検証されるものとします）。
- d) 未だ収穫されていない生産物は、認証書に含まれないものとします（つまり、生産物を将来認証することはできません）。
- e) この生産物の該当するすべての管理点が検証される場合、抜き打ち検査（QMS のないオプション 1）中、また維持検査（オプション 2/QMS のあるオプション 1）中に、既存の認証書に新しい生産物を追加することは可能です。

- f) 申請者には、登録日から、または最初の検査が行われる前の少なくとも 3 か月間の記録がなければならず、認証機関は、そのいずれか長い期間の記録を検査しなければならない。
- g) GLOBALG.A.P.に登録する前に、収穫/屠殺/処理された生産物は認証することができません。
- h) 生産者が GLOBALG.A.P.に登録する前の収穫または生産物の取り扱いに関連する記録は無効です。

5.3.2 後続検査

- a) 認証について初めて登録され、承認された生産物の各生産プロセスは、認証書の発行に先立って、毎年完全に評価されるものとし（該当する管理点がすべて検証されるものとし）。これは、生産者が認証機関を変更する場合にも適用されます。
- b) 後続検査は、8 か月間にわたる「検査期間」中にいつでも実施することができます。認証書の元の有効期限の 4 か月前から、および（認証機関が GLOBALG.A.P.のデータベースにおいて認証書の有効性を延長する場合のみ）認証書の元の有効期限の 4 か月後まで。
例：最初の認証日：2015 年 2 月 14 日（有効期限：2016 年 2 月 13 日）。第 2 回の検査は、認証書の有効期限が延長される場合、2015 年 10 月 14 日から 2016 年 6 月 13 日までのいつでも可能です。
- c) 再認定のための 2 回の検査の間に、最低 6 か月の期間があるものとし。

6. 認証プロセス

6.1 不順守および不適合

- a) **不順守（管理点を含む）**：GLOBALG.A.P.チェックリストの下位の義務または推奨事項が、順守基準に従って満たされていないこと。
- b) **不適合（GLOBALG.A.P.の認証規則を含む）**：認証書（6.2 項を参照のこと）を取得するために必要な GLOBALG.A.P.規則に違反していること。（例えば、1 つ以上の上位の義務の不順守、または適用される下位の義務の 5%を超える不順守）
- c) **契約上の不適合**：GLOBALG.A.P.の問題に関連する、認証機関と生産者との間で結ばれた契約における違反。

事例：法的要求事項を順守しない生産物を含む取引、GLOBALG.A.P.の認証に関する生産者による誤った連絡、GLOBALG.A.P.の商標の誤用、あるいは支払いが契約条件に従って行なわれていない、など。

6.2 GLOBALG.A.P.の認証を達成し維持するための要求事項

管理点および順守基準は、上位の義務、下位の義務、および推奨事項といった 3 つの種類の管理点から構成されています。GLOBALG.A.P.認証を取得するためには、以下の事項が要求されています。

上位の義務：該当するすべての上位の義務、および QMS の管理点に 100%順守することが義務付けられています。

下位の義務：適用されるすべての下位の義務の管理点に 95%順守することが義務付けられています。

推奨事項：順守の最低割合は求められていません。

生産者は、署名された契約（現行版では GLOBALG.A.P.サブライセンス契約および認証機関サービス契約）、ならびに現行バージョンの一般規則に定められた要求事項を順守するものとし。

6.2.1 下位の義務の順守数の計算

- a) 計算については、以下の計算式を適用するものとします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(それぞれのサブ} \\ \text{範囲についての下} \\ \text{位の義務の管理点} \\ \text{の総数)} \end{array} \right. - \begin{array}{l} \text{(適用されない下位の} \\ \text{義務の管理点の得点)} \end{array} \} \times 5\% = \begin{array}{l} \text{(下位の義務の管理} \\ \text{点の許された不順守} \\ \text{の合計)} \end{array}$$

例えば、(総合農場 + 農作物ベース + 果物および野菜: 122 - 52 の該当なし) \times 0.05 = 70 \times 0.05 = 3.5。

この例においては、許可された下位の義務の管理点の不順守の総数は 3.5 であり、小数点以下は切り捨てるものとします。したがって、この生産者には、不順守である 3 つの下位の義務の管理点しかない可能性があります。

70 の適用可能な下位の義務の管理点 - 3 つの下位の義務の管理点の不順守 = 67。これにより順守レベルは 95.7%となります。ところが 3.5 が 4 に切り上げられると、順守レベルは 94.2%になり、それは認証規則によって不順守になります。

注記: 例えば、94.8%の得点は 95% (合格基準の割合) に切り上げることはできません。

- b) すべての場合において、順守 (または不順守) を示す計算は、検査後に利用可能であるものとします。

6.2.2 該当する管理点

- a) 上位および下位の義務についての順守の割合を計算するために考慮される管理点は、生産物および認証範囲に依存します。申請者は、各個別のサイトおよび生産物が認証要件を順守することを確実にするものとします。したがって、順守の割合は、各サイトおよび生産物に適用可能なすべての管理点を考慮して計算されるものとします。

例: 果物および野菜のための認証を取得しようとしている生産者は、総合農場 (AF)、農作物ベース (CB)、および果物および野菜 (FV) のモジュールを組み合わせた、該当する上位の義務の 100%および該当する下位の義務の少なくとも 95%を順守する必要があります。

例: コンバインにより収穫可能な作物および乳製品のための認証を取得しようとしている生産者は、以下のように、該当する上位の義務の 100%と該当する下位の義務の 95%を順守する必要があります。

- コンバインにより収穫可能な作物について: 総合農場 (AF)、農作物ベース (CB)、およびコンバインにより収穫可能な作物 (CC) のモジュールを組み合わせたものです。
- 搾乳場について: 総合農場 (AF)、家畜ベース (LB)、牛および羊 (CS)、ならびに乳製品 (DY) のモジュールを組み合わせたものです。

例: 生産者は、サイヤインゲンおよびコーヒー (緑) のために認証を取得しようとしています。上位の義務の不適合が、コーヒーのサブ範囲で検出されます。コーヒーを認証することができません。責任のある認証機関が、コーヒーのサブ範囲における上位の義務の不適合に起因する生産者および生産の高潔性についての懸念はないとする場合、サイヤインゲンのみ認証することができます。

例：生産者は、豚および野菜のために認証を取得しようとしています。総合農場ベースにおいて、上位の義務で1つの不適合が検出されます。豚も野菜も認証することができません。

- b) QMS のないマルチサイトの作業では、順守レベルは1つのチェックリスト内の作業全体について計算されます。すべてのサイトに対して該当する共通の管理点は、すべてのサイトについて考慮する必要があります。
- c) QMS のあるマルチサイトの作業では、順守レベルはサンプル抽出された生産サイトごとに計算されます。各生産サイトは認証要件を順守するものとします。すべてのサイトに対して該当する共通の管理点（例えば、中心となる化学品の保管庫）は、すべてのサイトについて考慮しなければなりません。
- d) 生産者グループでは、順守レベルはサンプル抽出された生産者ごとに計算されます。各生産者メンバーは認証要件を順守するものとします。すべての生産者に対して該当する共通の管理点（例えば、中心となる化学品の保管庫）は、すべての生産者について考慮しなければなりません。

6.3 認証判定

- a) 認証機関は、未解決の不適合が解決してから最長 28 暦日以内に認証判定を行うものとします。検査/審査中に不適合が検出されない場合には、それは、認証機関が検査/審査終了後 28 日以内に決定を下さなければならないということを意味します。
- b) 認証機関に対するいかなる苦情または異議申し立ても、各認証機関自身の苦情および訴えの手順に従います。その手順は、各認証機関が持ち、その顧客に連絡するものとします。認証機関が十分に対応しなかった場合には、苦情は、GLOBALG.A.P.のウェブサイト（www.globalgap.org）で入手可能な GLOBALG.A.P.の出来事/苦情の書式を使用して GLOBALG.A.P.事務局に提出することができます。
- c) 生産者が、FSS の該当するすべての上位の義務の 100%および該当するすべての下位の義務の 95%を順守する場合、対応する IFA バージョン検査の結果に基づいた食品安全基準（FSS）の認証書を発行することは可能です。

6.4 制裁

- a) 不適合が検出される場合、認証機関はこのセクションで示すように、制裁（警告、一時停止、または取り消し）を適用するものとします。
- b) 生産者は、それぞれの制裁に繋がる不適合が申し分なく解決するまで、認証機関を変更することができません。
- c) 制裁を出した認証機関または生産者グループだけが、是正措置（フォローアップの訪問、その他の書面、あるいは物的証拠のいずれかを通して）の十分で適切な証拠がある限り、それを解除する権利があります。
- d) 生産者が IFA と FSS との両方に対して認証された場合には、制裁の理由が FSS 認証の要求事項に対して不適合である場合、IFA と FSS との両方に制裁が同時に適用されます。

6.4.1 警告

- a) 警告は、発見された不適合のすべての種類について出されます。（つまり、CPCC、一般規則、または契約要求事項の不適合）

- b) 不適合が検査中に検出された場合、生産者は検査が確定した時に警告が出されるものとし、これは、認証機関の認定機関によって上書きされる可能性のある報告書です。
- c) 初回検査:
 - (i) 個別生産者または生産者グループが、初回検査の後、28 日以内に上位の義務の 100%および下位の義務の 95%の管理点を順守していない場合、ステータス「未解決の不適合」が GLOBALG.A.P.のデータベースに設定されます。
 - (ii) 警告の原因が 3 か月以内に解決されない場合、認証書が発行される前に、完全な検査が実施されるものとし、
- d) 後続検査:
 - (i) 不適合は、28 暦日以内に解決されるものとし、
 - (ii) 契約、一般要求事項、または上位の義務についての不適合の場合には、認証機関は、認証書を一時停止する前に不適合を解決するために生産者にどれ位の期間が与えられるか決定するものとし、この期間は 28 日を超えてはならず、労働者、環境、および消費者の安全性に関する不適合の重要性に従って、短くなる可能性があります。食品安全、労働者の安全、環境、消費者、および/または生産物の高潔性（すなわち、認証済みとしての非認証の生産物の販売）に対する深刻な脅威が存在する場合、即時停止が行われるものとし、これは、公式の警告書によって連絡されます。

6.4.2 生産物の一時停止

- a) 警告の原因が定められた期間（最長 28 日）以内に解決されない場合、一時停止が認証機関または生産者グループによってそのメンバーに直ちに課されるものとし、
- b) 認証機関は、それらが出した生産者および生産者グループに課せられた生産物の一時停止を解除することができます。
- c) 生産者グループは、それらが出して、それを受け入れた生産者メンバーの生産物の一時停止を解除することができます。
- d) 一時停止は、認証書の対象となる生産物の 1 つ、いくつか、または、すべてに適用することができます。
- e) 個別生産者（単一またはマルチサイト）のために、生産物を部分的に一時停止することはできません。つまり、すべての生産物は一時停止されるものとし、
- f) 一時停止が適用される場合、認証機関/生産者グループは是正のために許可された期間（12 か月以内）を設定するものとし、
- g) 一時停止の期間中に、生産者は、GLOBALG.A.P.のロゴ/商標、ライセンス/認証書、あるいは一時停止された生産物に関して GLOBALG.A.P.に関連付けられているその他の種類の文書を使用することを禁じられます。
- h) 生産者が、不適合が定められた期間の前に解決されると認証機関に通知する場合、それぞれの制裁は申し分のない証拠を条件として、解除することができます。
- i) 一時停止の原因が定められた期間内に解決されない場合、取り消しが課されます。
- j) 認証機関または生産者グループがそれを解除または取り消しを課さない限り、一時停止は維持されます。

6.4.2.1 自己申告済みの生産物の一時停止

- (i) 生産者または生産者グループは、認証書が対象とする生産物の、1 つ、いくつか、またはすべての一時停止をそれぞれの認証機関に自由意思により依頼することができます（認証機関が既に制裁を科していない限り）。これは、生産者が基準を順守することが困難で、不適合を解決するための時間が必要な場合に生じる可能性があります。
- (ii) この一時停止は、更新日を遅らせることも、生産者が登録料およびその他の適用される料金の支払いも避けることはできません。
- (iii) 不適合を締め切るための最終期限は、申告する生産者/生産者グループによって定められ、それはそれぞれの認証機関と合意されるものとします。
- (iv) 自らの生産物を一時的に停止することをそれぞれのグループに自由意思により依頼することができる生産者グループのメンバーにも、同様のことが言えます。ここにおいても、不適合を是正するための締め切りは、申告している生産者によって設定され、それぞれの QMS のある生産者グループと合意されるものとします。
- (v) GLOBALG.A.P.のデータベースでは、生産物のステータス「自己申告の一時停止」は、それぞれの生産物について設定されるものとします。

6.4.3 取り消し

- a) 契約の取り消しは、次の場合に出されるものとします。
 - (i) 認証機関が、GLOBALG.A.P.の要求事項を順守についての不正行為および/または信頼の欠如の証拠を見つける。あるいは、
 - (ii) 生産者/生産者グループが、認証機関/生産者グループによって設定された一時停止の期間が過ぎる前に、有効な是正措置の実施の証拠を示すことができない
- b) 契約の取り消しは、GLOBALGA のロゴ/商標、ライセンス/認証書、あるいは GLOBALG.A.P.に関連する可能性のあるあらゆる機器または文書の使用の全面禁止（すべての生産物、すべてのサイト） という結果となります。
- c) 取り消しを受け取った生産者は、取り消し日から 12 か月以内に GLOBALG.A.P.の認証について承認されないものとします。

6.5 通告および異議申し立て

- a) 生産者は、連絡された不適合を解決するか、あるいは不適合に対して書面で訴え、その訴えについての理由を説明するものとします。
- b) 不適合が許可された期間内に解決されない場合、制裁は段階的に拡大されます。

6.6 認証機関の制裁

- a) GLOBALG.A.P.は、GLOBALG.A.P.と認証機関との間で締結された認証および使用許諾契約の以下の手順または条項に従わないとの証拠に基づいて、認証機関を制裁する権利を留保します。（詳細については、一般規則パート III を参照のこと）

6.7 GLOBALG.A.P.の認証および認証のサイクル

- a) GLOBALG.A.P.の認証書は、申請者である法人だけに発行することができます。
- b) 取引業者の名前は、認証書に次の但し書きだけによって任意に記載することができます。「XYZ を通じて独占的に取引することが可能」
- c) 生産サイトが法人を変更する場合、認証書はある法人から別の法人に移行できません。この場合には、後続検査のための規則に従った完全な検査が必要です。新しい法人は新しい GGN を受理するものとします。
- d) 認証サイクルは、記載された範囲に従ったあらゆる制裁および延長を条件として 12 か月です。
- e) IFA V5 の検査結果に基づいた食品安全基準 V5 の認証書を発行することは可能です。

6.7.1 認証書の情報

- a) 認証機関によって発行された認証書は、付則 I.3 に含まれる利用可能なテンプレートに適合するものとします。その書式は異なっても構いませんが、それは同じ情報を含むものとします。
- b) 認証書は、その発行時点で、その固有の GGN について GLOBALG.A.P.のデータベースにおいて利用可能な情報と一致するものとします。
- c) 認証範囲は、認証書において明確に定められるものとします。
- d) 認証判定日: 不適合がすべて解決した後、認証機関が認証判定を下す日付。（例えば、2015 年 2 月 8 日）
- e) 発効日:
 - (i) 初回の認証: 初回の有効日は、認証機関が認証判定を下した日です。（例えば、2016 年 2 月 8 日）
 - (ii) 後続の認証: 発行された後続の認証書の「発効日」は、元の証明書の「発効日」に常に戻されます。（例えば、2016 年 2 月 8 日、2017 年 2 月 8 日など）ただし、前回の認証書の期限後に認証書の決定が行われた場合を除きます。この場合には、「発効日」は認証判定日と一致するものとします。（例えば、現在まで有効な以前の認証書: 2016 年 2 月 7 日、認証判定日: 2016 年 2 月 25 日、発効日: 2016 年 2 月 25 日、満了日: 2017 年 2 月 7 日）
 - (iii) 新しい生産物が認証書の有効期間中に追加された場合、その認証サイクル（発効日 - 満了日）はそのまま維持されます。新しく追加された生産物が元の「発効日」よりも遅く認証され、かつ追加されることを認証機関が示したいと考える場合、認証書の各生産物の個々の「発効日」を追加する可能性があります。

これは任意の追加情報です。例えば、認証書は、2016 年 1 月 1 日からオレンジを含めて有効です。トマトが 2016 年 3 月 1 日に追加されました。元の「2016 年 1 月 1 日から有効」は残

ります。トマトについては、認証書に「2016年3月1日から有効」と記載することができます。

- f) 満了日:
- (i) 初回の認証: 発効日に1年を加算し、1日を減算。認証機関は、認証サイクルおよび有効性を短縮することができますが、それを延長することができません。
 - (ii) 後続の認証: 発効された後続の認証書についての有効期限は、元の認証書の「満了」日に常に戻されるものとします。(例えば、2016年2月7日、2017年2月7日など)
- g) 生産者が、異なる認証機関によって異なる生産物について認証される場合、認証書には異なる認証サイクル(発効日から満了日まで)がある可能性があります。
- h) 生産者が、IFAバージョン5とFSSバージョン5とを組み合わせた認証書を取得した場合、その認証書の「有効期限」の日付は一致するものとします。

6.7.2 認証書の有効性の拡大

- a) 妥当な理由がある場合のみ、その有効性は12か月(最長期間4か月間の場合)を超えて延長することができます。その審査/検査の報告書に記録されるものとします。有効であると考えられる唯一の理由は、次のとおりです。
- (i) 以前の検査/審査では見られなかった生産物の安全性の面でリスクの高いプロセス、または新たに追加された生産物、プロセス、あるいは生産者グループの新規または特定のメンバーを見るため、認証機関は、生産プロセスのある部分を観察するために、認証書が期限切れになった後にオンサイト検査/審査を予定することを考えています。
 - (ii) 認証機関は、資源制約の理由で、いくつかの認証書を延長することができる必要があります。
 - (iii) 認証機関がオンサイト検査/審査を行なうことができなかった。および/または生産者がその管理を超えた状況(不可抗力)により、認証機関の検査および審査を受けることができなかった。例えば、自然災害、その地域における政情不安、医学的理由による生産者の操業停止。
- b) 生産者の要求において、認証機関(拡張した認証書を発行した)は、認証書の元の有効期間内に次のサイクル全体のためにGLOBALG.A.P.のデータベース内の生産物を再受理します。
- c) すべての登録費用は、次のサイクルに払われるものとします。
- d) 生産者はその延長期間に再検査されるものとします。
- e) 生産者は、延長が与えられたサイクルに続くサイクルでは認証機関を変更することができません。
- f) 延長されておらず、「再受理」されていない認証書が期限切れになり、(同じ認証機関によって行われる)後続の検査が有効期限後12か月未満で行われる場合、新しい認証サイクルが開始されるべきです。前のサイクルは、以前と同じ「満了」日に設定することによって元に戻すことができます。認証書が延長された場合、そのサイクルは同じままです。ただし、認証書が12か月を超えて終了した場合、認証機関は、初回(最初の)検査のための規則を適用するものとします。

6.7.3 GLOBALG.A.P.の認証の維持

- a) 関連する範囲についての生産者および提案された生産物の登録は、セクション4.2および4.3に既に説明されたすべての条件に従って、有効期限の前に認証機関で毎年確認されるものとします。

- b) 検査員は、チェックリストおよび検証プロセスの全体を毎年完成するものとします。

7. 農場保証者

- a) 生産者/生産者グループは、認証の実施および維持の間にコンサルタントのサービスを利用することができます。これらのコンサルタントは、GLOBALG.A.P.に許可された農場保証者でも構いません。このネットワークに含まれる訓練を受けた個々のコンサルタントのリストは、ここで入手可能です。
<http://www.farmassurer.org/>

8. 略語および参考資料

8.1 略語

AB	認定機関	CB	認定機関/IFA の農作物ベース
CC	順守基準	CoC	加工・流通過程
CP	管理点	CPCC	管理点および順守基準
IFA	総合農場保証	HACCP	危害分析重要管理点
NTWG	国内技術作業グループ	TC	専門委員会
CBC	認定機関委員会	IAF	国際認定フォーラム
MLA	多角的協定	EA	欧州認定協力機構
CL	チェックリスト	QMS	品質マネジメントシステム
BMCL	ベンチマークのチェックリスト	GFSI	世界食品安全イニシアチブ
IPRO	高潔性プログラム	CIPRO	認証高潔性プログラム
CFM	配合飼料製造	PHU	生産物取り扱い単位
FSS	食品安全基準	PPM	植物繁殖材料
PSS	生産安全基準	NIG	国内解説用の指針

8.2 参考文書

- a) ISO 17065/2012: 適合性評価 - 生産物、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- b) ISO/IEC ガイド 65:1996 の適用に関する IAF ガイダンス、第 2 版 (IAF GD 5:2006)
- c) ISO/IEC 17020:2004: 検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項
- d) ISO/IEC 17025:2005: 試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項
- e) ISO/IEC 17011: 適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項
- f) ISO 19011: 品質および/または環境マネジメントシステム監査のための指針

附則 I.1 GLOBALG.A.P.の商標およびロゴの使用規則

GLOBALG.A.P.は「GLOBALG.A.P.」商標の所有者です。つまり、「GLOBALG.A.P.」という言葉、GLOBALG.A.P.のロゴ、および、その「G」の形状のロゴ、総称として「GLOBALG.A.P.商標」。

「QRコード・ロゴ」は、この付則I.1、2.iiiに示されるGLOBALG.A.P.が所有するデザイン・クイック・レスポンス・ロゴを指します。

認証機関は、生産者がGLOBALG.A.P.商標およびQRコード・ロゴを常に正しく使用していることを検証することが求められます。これらの規則を侵害した場合、制裁を受ける可能性があります。

1. GLOBALG.A.P.の商標および QR コード・ロゴ

- (i) 与えられた認証は、生産者/企業に商標の下で、また、該当する場合、QRコード・ロゴの下で、これらの生産物が認証機関に登録されており、生産サイトまたは認証機関に登録され、この基準を完全に順守している場所で、生産され、取り扱われ、または取り引きされている範囲で、それらの生産物を供給し、市場に出す権利を与えます。
- (ii) 生産者は、GLOBALG.A.P.システムの要求事項を順守している生産物に関連して、商標および/または QRコード・ロゴだけを使用するものとします。GLOBALG.A.P.の会員の登録申し込みをしていない認証済みの生産者が、GLOBALG.A.P.のロゴおよび/または「G」の形のロゴを使用する場合、ロゴを対応する GGN と組み合わせるものとします。
- (iii) GLOBALG.A.P.の商標は、生産物、人間の消費を意図した消費者向けの生産物包装、あるいは単一の生産物と直接関連している売り場では決して表示されないものとします。
- (iv) QRコード・ロゴは、生産物、生産物の消費者向けの包装、または認証済みの生産物に直接関連している販売店で表示することができます。
- (v) 生産者は、GLOBALG.A.P.の認証済みの生産物のみを含むパレットに GLOBALG.A.P.の商標を使用することができ、売り場では表示されません。
- (vi) GLOBALG.A.P.の認証済みの生産者は、生産サイトのサイト上で企業間の連絡の中で、およびトレーサビリティ、隔離、または識別の目的のために、GLOBALG.A.P.の商標および QRコード・ロゴを使用することができます。
- (vii) 自主的な GLOBALG.A.P.の会員に署名した小売業者、生産者、および、その他の組織は、宣伝用の印刷物、ウェブサイト、チラシ、業務用名刺、ハードウェア、および電子表示装置（認証済みの生産物に直接関連付けされた生産物ラベルとして表示されないものとします）、および企業間の連絡の中で商標を使用することができます。
- (viii) GLOBALG.A.P.が認定した認証機関は、企業間の連絡、GLOBALG.A.P.の認証活動に直接関連している宣伝用資料、および認証機関が発行する GLOBALG.A.P.の認証書に商標を使用することができます。さらに、それらは、発行された GLOBALG.A.P.の認証書において QRコード・ロゴを使用することができます。
- (ix) GLOBALG.A.P.の商標は、宣伝用品、衣料用品、アクセサリ、あらゆる種類の袋、またはパーソナルケア用品にも使用しないものとします。
- (x) GLOBALG.A.P.の商標は、最終消費者に対して販売されることを意図されていない、配合飼料製造（CFM）認証済みの材料、GLOBALG.A.P.認証済みの植物繁殖材料、IFA 認証済みの水産



養殖の投入物（例えば、卵、種苗など）、および最終生産物（GLOBALG.A.P.の生産物リストに記載済み）の生産のために投入物、および IFA 認証済みの家畜の投入物（例えば、ひよこ）に使用することができます。また最終消費者に対して売り場では表示されません。

- (xi) 企業は、商標および QR コード・ロゴを使用する場合、それが GLOBALG.A.P.の登録商標であることを示されるものとします。

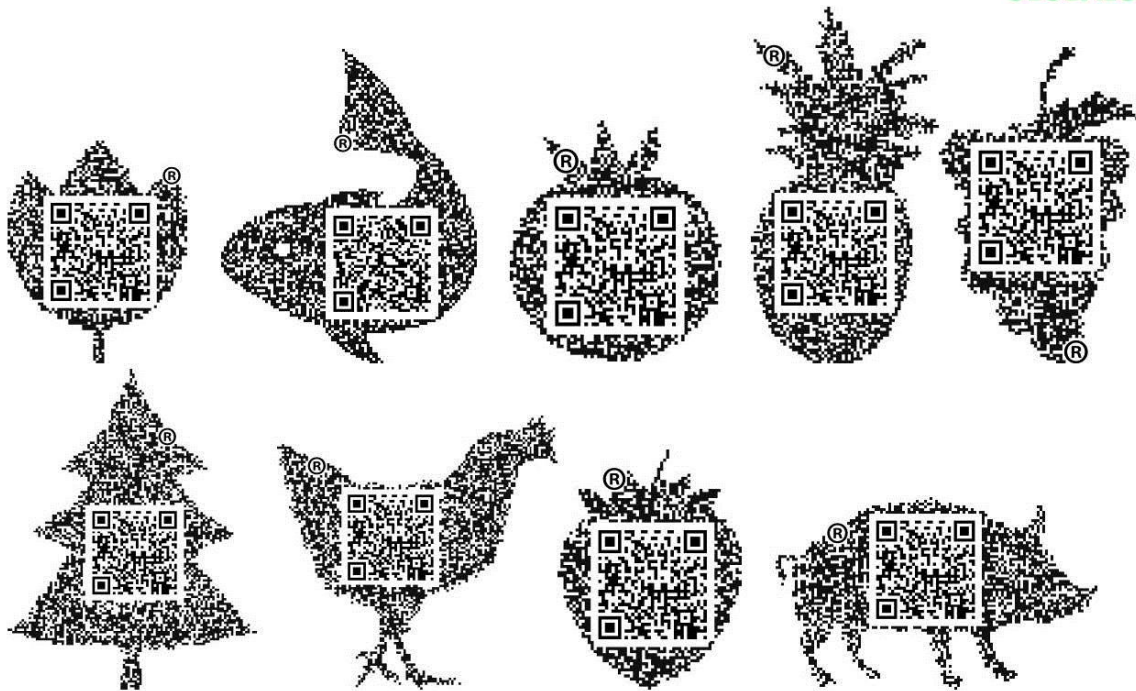
2. 仕様

- (i) 生産者は、商標を使用するものとし、該当する場合には、GLOBALG.A.P.によって提供された GLOBALG.A.P.の QR コード・ロゴは、変更、修正、あるいは改変されないものとします。ただし、生産者は自らのロゴを立案し、それらの中に QR コードを埋め込むことができます。
- (ii) GLOBALG.A.P.のロゴは、常に GLOBALG.A.P.事務局から入手されるものとします。これは、以下のとおり、正確な企業カラーおよび書式を含むことを保証します。



g) **GLOBALG.A.P.**[®]

- (iii) GLOBALG.A.P.の QR コード・ロゴ（意匠の詳細については、<http://www.globalgap.org> を参照のこと。



(iv) 埋め込まれた QR コードは、以下の情報を含むことができます。

- (i) 生産物にラベルを付ける生産者または企業の GGN 番号
- (ii) GLOBALG.A.P.のデータベースに関連付けられる GGN 番号検証ウェブサイトの URL
- (iii) GLOBALG.A.P.のデータベースの URL
- (iv) 生産物のバッチ番号
- (v) 上記の組み合わせ

3. GLOBALG.A.P.の番号 (GGN)

- (i) GLOBALG.A.P.の番号 (GGN) は、接頭辞「GGN」および GLOBALG.A.P.の商標を除く、13桁の数字の組み合わせであり、GLOBALG.A.P.のシステムの各生産者およびその他の法人に対して固有のものであります。この番号について、GLOBALG.A.P.は、現地の GS1 機関 (www.gs1.org) が発行し、そこから購入する既存の GLN (Global Location Numbers) を要求するか、それが無い場合の代替として、GLOBALG.A.P.は自らの暫定 GLN を割り当てます。GGN は、技術的に GLOBALG.A.P.が所有する唯一の GLN のサブ GLN であるため、GLN の所有とは同等ではないように、GGN の制限に注意すること。
- (ii) GGN は、登録済みまたは認証済みの生産者を識別します。また CPCC に示されている場合のみ使用することができます。それは、認証されない生産物にラベルを付けるために使用することができません。GGN (例えば、GGN_1234567890123) は、生産物および生産物の消費者向けの包装に、あるいは個々の認定済みの生産物に直接関連する売り場に表示することができます。GGN は、認証済みの生産物を含む、取り引き/販売の文書にのみ使用されるものとします。取り引き/販売の文書が、認証済みの生産物および非認証の生産物を含んでいる場合、認証済みの品目は、関連する総合農場ベースの管理点および順守基準によって要求されるとおりに明確に識別されるものとします。
- (iii) GGN にラベルを付ける法人は、GLOBALG.A.P. IFA、CFM、PPM、CoC の有効な証明書、あるいは CoC と同等の基準認証書の保有者であるものとします。
- (iv) GGN は、(変換された) デジタル・コードで使用することができます。例えば、バーコード、EAN 番号、一般的な QR コード、GLOBALG.A.P.の QR コード・ロゴの書式など。ただし、生産物ラベルおよび/または取り引き文書に GGN を含めることが CPCC によって要求されている場合、GGN は人が判読可能な書式で表示する必要があります。
- (v) サブライセンスおよび認証契約の終了において、生産者が、商標、GGN、または QR コード・ロゴを含む GLOBALG.A.P.の要求を使用する権利が、直ちに終了します。
- (vi) GGN は、GLOBALG.A.P.システムに関してのみ使用されるものとします。
- (vii) その他の状況または追加の申請で組織を特定する必要が生じる時には常に、組織はそれ自身の GLN を申請し、この番号を GLOBALG.A.P.に報告し、自身の番号で組織を登録し、適宜 GGN を削除することができます。GLN は、GLOBALG.A.P.システムの GGN を置き換えます。

附則 I.2 GLOBALG.A.P.登録用データの要求事項

1. 必要なマスター・データの種類

認証機関は、以下のデータを記録しなければならず、それに応じて GLOBALG.A.P.データベースは（現在のデータベース・マニュアルにおいて要求されたとおり）更新される必要があります。

- 1.1 企業および位置の情報
- 1.2 生産サイト/生産物取り扱い単位の情報
- 1.3 生産物情報

この情報は、変更がある時には常に、また遅くとも、次の認証書のサイクルおよび/または再認証のための生産物の再受理と同時に更新されるものとしてします。

1.1 法人の企業情報

企業（生産者グループ、個々の認証書の保有者としての生産者、あるいは生産者グループにおける生産者メンバー）に関する以下の情報は、システム内の各生産者に固有な GLOBALG.A.P.の番号（GGN）を提供するために必要です。

企業

- (i) 企業名
- (ii) 連絡先の詳細: 所在地、あるいは生産者の場所を記載するために入手可能な情報
- (iii) 連絡先の詳細: 郵便物の宛先
- (iv) 郵便番号
- (v) 市
- (vi) 州または省
- (vii) 国
- (viii) 電話番号（可能な場合）
- (ix) ファックス番号（可能な場合）
- (x) E メールアドレス（可能な場合）
- (xi) GLN（可能な場合）
- (xii) 国内解説用の指針によって要求される場合、国による法的な登録。この番号は、二重登録を避けるための内部検証にのみ使用されます。（例えば、納税者番号、VAT 番号、生産者番号など）
- (xiii) 前回の GLOBALG.A.P.の番号（GGN）
- (xiv) 北緯/南緯および東経/西経、あるいは GLOBALG.A.P.によって定義され要求されている土地/施設レベルでの地理空間座標情報のその他の形式。最小入力精度レベルは+/-10 メートルであるものとします。生産者がこの情報を表示することを決定した場合、表示精度のレベルは、市場参加者については 10 m、一般については 1,000 m です。

1.1.2 連絡窓口（法人責任者）

これは、法人について法的責任がある企業の人にとって必要な情報です。

- (i) 役職名
- (ii) 名
- (iii) 姓
- (iv) 電話番号（可能な場合）
- (v) ファックス番号（可能な場合）
- (vi) Eメールアドレス（可能な場合）

1.2 生産サイト/生産物取り扱い単位に関する情報

認証される企業（法人）の生産サイトまたは生産物取り扱い単位（PHU）に関する以下の情報が必要です。この情報はマルチサイト認証書には必須です。PHU は、登録された生産者の所有権の下で行われる生産物取り扱い作業のために義務付けられています。

1.2.1 生産サイトおよび/または PHU

- (i) 生産物の取り扱い施設の企業名（外部委託されている場合）/生産サイトの名前。
- (ii) 連絡先の詳細：生産サイトを記載するための所在地または情報/生産物取り扱い単位の場所
サイトを記載するための所在地または情報/生産物取り扱い単位の場所
- (iii) 連絡先の詳細：郵便物の宛先
- (iv) 郵便番号
- (v) 市
- (vi) 国
- (vii) 電話番号（可能な場合）
- (viii) ファックス番号（可能な場合）
- (ix) Eメールアドレス（可能な場合）
- (x) 北緯/南緯および東経/西経、あるいは土地/施設レベルでの地理空間座標情報のその他の形式は任意です。最小入力精度レベルは+/-10 メートルであるものとします。生産者が、この情報を市場参加者および一般に示すことを決定した場合、表示精度レベルは 10 メートルです。
- (xi) GLOBALG.A.P.のデータベースにおいて利用可能になると、直ちに各生産現場で生産される生産物、または各 PHU で取り扱われる生産物。

1.3 生産物情報

この情報は、認定される生産物に関する詳細を提供し、生産者に要求するために使用されるものとします。この情報は、外部検査中に検出された変更がある場合、更新されるものとします。

- a) 生産物
- b) 生産物あたりの並行生産/所有権
- c) 外部委託される活動
- d) 数量の情報（料金表で説明される要求事項に基づく）
 - (i) 作物：年間生産面積（ヘクタール）、任意：生産物あたりの予想収穫高（トン）。生産者の登録料は、GLOBALG.A.P.データベースに登録された生産面積に基づいており、2 つの分類に分か

れています。覆われている作物、および覆われていない作物。多年生作物の場合、登録料によって対象となる面積は、生産での面積です。つまり、若い、非生産性果樹は、いかなる料金も課されません。同様に、クリスマスツリーのような装飾品の場合には、登録料は、認証書の有効期間の年に収穫される地域にのみ適用されます。栽培中のすべての場所に関する情報を維持するために、生産および収穫される場所は、「最初の収穫」として登録され、生産していない場所は「次の収穫」として登録されるものとします。

- (ii) 家畜: 生産物あたりの毎年の生産量 (Mt での生体重)
- (iii) 水産養殖: データベースに登録される生産物あたりの毎年の生産量 (ton 数) は、最初の審査について農場での収穫項目の生体重の最大推定 ton 数、また 2 回目の審査から、過去 12 か月間の農場での収穫項目の生体重の実際の ton 数であるものとします。有機体の推定数は、親種/種苗について登録されるものとします。水産養殖証明書に生産物の取り扱いが含まれている場合には、1 回目の審査の年間生産量 (ton) を登録し、2 回目の審査から年間の実際生産量 (ton) を登録するものとします。
- (iv) 配合飼料製造: 毎年の生産量 (ton)
- (v) 植物: 年間生産面積 (ha)
- e) オプション (生産物あたり、1、2、3、および/または 4)
- f) 生産物あたりのスキーム名 (ベンチマーク済みのスキームの場合)
- g) 生産物ごとに利用される認証機関
- h) 仕向け国 (例えば、欧州連合などの国々のグループを申告することは可能です)
- i) 総合農場保証の特定の要求事項:
 - (i) 作物: 覆われていたか、あるいは覆われていなかった作物
 - (ii) 作物: 認証サイクル中に 1 つの場所で最初に収穫 (最初の作物) するか、認証サイクル中に同じ場所で同じ作物、あるいは異なる作物を次にする (次の作物)。
 - (iii) 果物および野菜について: 生産物ごとに適用可能でない場合の生産物の取り扱いの除外。
 - (iv) 果物および野菜について: 生産物の取り扱いのために外部委託された認証済みの生産者の GGN(s)。 (該当する場合)
 - (v) 果物および野菜について: 生産物の取り扱いが含まれる場合、生産者は、同じ生産物が他の認証済みの生産者または非認証の生産者についても梱包されているかどうかを申告するものとします。
 - (vi) お茶について: 加工・流通過程 (Chain of Custody) の認証で示されるような加工単位の GGN は、生産者がそれを知ると直ちに GLOBALG.A.P.のデータベースに入力され、変更がある時には常に、認証機関に連絡され、更新されるものとします。
 - (vii) 家畜および水産養殖について: GGN が同じままであっても (統合された作業について)、配合飼料を供給する配合飼料の GGN。 GGN のない配合飼料の供給業者の場合、使用される供給業者の名前および認定済みのスキームは、データベース内の GGN を置き換えます。
 - (viii) 家畜について: 輸送者の GGN (s) は、GLOBALG.A.P.のデータベースに入力されるものとします。 (該当する場合)



GLOBALG.A.P.

- (ix) 水産養殖について: GGN が同じままでも (統合された作業について)、種苗供給業者 (義務) および養殖業者 (任意) の GGN は、GLOBALG.A.P.データベースに登録されるものとします。

附則 I.3 GLOBALG.A.P. 認証書のテンプレート

CB Logo¹

AB symbol
accreditation mark²
No. of Certification Body: xxx³

GGN: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx⁴

Registration number of producer / producer group (from CB) / Benchmarked
Scheme xxxxxxxx⁵

GLOBALG.A.P.[®]

CERTIFICATE

According to GLOBALG.A.P.[®]
General Regulations Version⁷

Option X⁸

Issued to

Producer group / Producer

Company name, address⁹

Country of production¹⁰

The annex contains details of the producers and production sites / product handling units included in the scope of this certificate.¹¹

The Certification Body [Company Name] declares that the production of the products mentioned on this certificate has been found to be compliant in accordance with the standard:

Scheme Logo (AMC)¹² Standard Control Points and Compliance Criteria Version¹³

The [Standard Name] normative documents have achieved status of equivalence to GLOBALG.A.P.[®] normative documents [Name and version] in accordance with the GLOBALG.A.P.[®] benchmarking procedure.¹⁴

Product ¹⁵	GLOBALG.A.P. Product Certificate Number ¹⁶	Further columns scope, sub-scope or product specific (description see below) ¹⁷	Number of producers/ production sites ¹⁸	Parallel production ¹⁹	Parallel ownership ¹⁹

Date of issue (printing date of certificate) : xx/xx/xxxx²⁰

Valid from: xx/xx/xxxx²¹

Valid to: xx/xx/xxxx²²

Authorized by²³

Date of certification decision:
xx/xx/xxxx²⁴

The current status of this certificate is always displayed at: <http://www.globalgap.org/search>²⁵

CB contact data²⁶

Company name, Address (incl. Email)

Producer Group Members (Option 2 or 4) ²⁹

GGN or GLN ³⁰	Producer name and address ³¹	Product (s) ³²	Product handling ³³	Parallel production ³⁴	Parallel ownership ³⁴

Production Sites (Option 1 and 3) ³⁵

Site name and address ³⁶	Product (s) ³²	Parallel production ³⁴

Product Handling Units (PHUs) ³⁷

GGN or GLN ³⁸	PHU name and address ³⁹	Product (s) ³²	Parallel ownership ³⁴

注記

認証書は英語によるものとします。第二言語を認証書に追加することができます。

- 1 認証機関（CB）のロゴは、常にすべての証明書に表示されるものとします。
- 2 認定機関（AB）のシンボル/認定マークは、認定機関の規則に従ってすべての認定された認証書に記載されます。
例外事項: 認証機関は承認されているものの、未だ認定されていない場合、以下の文面が認定機関のシンボルの代わりに表示されます。「GLOBALG.A.P.が承認した認証機関[企業名]が発行した認証書、ただし、ISO 65/EN45011/ISO 17065 の規則に従った GLOBALG.A.P.の範囲の認定を受けていない」あるいは単に「認定されていない認証書」。認定機関のロゴは、認証機関の認定範囲が認証された GLOBALG.A.P.のサブ範囲に対応する場合にのみ使用できます。
- 3 認定機関から認証機関に与えられる番号は、すべての認証書に記載されているものとします。
- 4 GLOBALG.A.P.の番号（GGN）は、すべての認証書に表示されるものとします。認証書の保有者がグローバル・ロケーション番号（GLN）を所有している場合には、この番号は GGN に置き換わるものとします。「GLN」は「GGN」の代わりに使用することができます。
- 5 任意: 認証機関またはベンチマーク済みのスキームから割り当てられた生産者または生産者グループの登録番号は、すべての証明書に表示することができます。それは、用語「認証機関の略称」および数字（間に正確に 1 つの空白文字がある、認証機関の略称 xxxxxxxxxxxx）で構成されています。
- 6 スキームのロゴ
認定された GLOBALG.A.P.認証書の書面上: GLOBALG.A.P.ロゴが追加されるものとします。
承認済みの修正チェックリスト（AMC）: GLOBALG.A.P.のロゴは、AMC のロゴに追加されるものとします。
（12 項を参照のこと）
同等な制度: GLOBALG.A.P.ロゴは、ベンチマーク済みのスキームのロゴに追加することができます。
注記: 認定されておらず、暫定的に認定された認証機関は、GLOBALG.A.P.のロゴを追加することは認められていません。
- 7 認証スキームおよびバージョン
GLOBALG.A.P.の認証書について: 次のとおり入力のこと。例えば、「GLOBALG.A.P.の一般規則バージョン 5.x_日付」。常に、正確なバージョン（例えば、5.0_July2015）を示すこと。
承認済みの修正チェックリスト（AMC）について: 記入すること。例えば、「GLOBALG.A.P.の一般規則バージョン 5.x_日付」。正確なバージョン（例えば、: 5.0_July2015）を示すこと。
同等な制度（オプション 3 および 4）の場合: 正確な認証制度のバージョンを入力すること。例えば、認証制度 MPS-GAP、2013 年 4 月 1 日から有効。
- 8 オプションは、常に認証書に以下のように示されるものとします。
「オプション 1 - 個別生産者」、
「オプション 1 - 個別マルチサイト生産者」、
「オプション 1 - QMS のある個別マルチサイト生産者」、
「オプション 2 - 生産者グループ」、
「オプション 3 - 同等な制度の下の個別生産者」、
「オプション 4 - 同等な制度の下の生産者グループ」。

- 9 認証書の保有者（法人）および所在地の名前は、認証書に印刷されるものとします。所在地は、法人、および生産サイトの所在地を含んでいます。これらが異なっており、1か所のサイトだけがある場合、サイトの所在地は認証書または付則に含めることができます。マルチサイト生産者の場合には、登録済みの生産サイトの所在地は認証書の付則に記載されるものとします。
- 10 生産国がすべての認証書にあるものとします。
- 11 以下のいずれかに該当する場合にのみ適用されます。
- 認証書の保有者は生産者グループ（オプション 2 または 4）です。生産者グループ・メンバーは、すべての付則に記載されるものとします。
 - 生産物の取り扱いまたは梱包は、認証書の範囲に含まれています。所在地が異なる場合、すべての生産物の梱包および取り扱い単位は付則に記載されるものとします。
 - 認証書はマルチサイト（オプション 1 または 3）の認証書のことを言います。マルチサイトの作業のサイトは、すべての付則に記載されるものとします（35 項を参照のこと）。
 - マルチサイトのある認証書の保有者は、並行生産/所有の登録をしなければなりません。認証済みの生産物のあるすべての生産サイトおよび PHU（梱包および取り扱い）は、付則に記載されるものとします。

* 生産物の取り扱いの定義:

生産物の取り扱い: 収穫後に行われる生産物のすべての取り扱いで、生産物が他の資材または物質と物理的に接触する可能性のあるもの。果物および野菜のサブ範囲については、保管、化学処理、成形、洗浄などが含まれますが、生産物の処理は含まれません。水産養殖のサブ範囲については、関連する CPCC に記載されている処理を含んでいます。（氷による貯蔵、締め、血抜き、内蔵除去、3 枚下ろし、再梱包、凍結、調理、など）

- 12 AMC または同等な制度の証明書の場合: スキームのロゴが表示されることがあります。
- 13 基準の管理点および順守基準（CPCC）のバージョン（例えば、「GLOBALG.A.P.の管理点および順守基準総合農場保証バージョン 5.0_2015 年 7 月」または「Naturane 一般規則 v 3.0_2013 年 1 月 29 日」）。全農場基本モジュールのバージョンだけを示すこと。「生産国」について公表された場合、承認された国別解釈指針のバージョンを示します。例えば、「GLOBALG.A.P.管理点および順守基準（CPCC）バージョン 5.0_july2015 - チリ向け解釈指針（版、日付）」。
- 14 同等な制度および AMC にのみ適用可能です。
- 15 認証済みの生産物は、GLOBALG.A.P.の生産物リストに従って常に記載されるものとします。より多くの詳細情報を「」に含むことができます。例えば、種の段階（種固有の情報: 卵、スモルト、幼魚、サケ・マスの幼魚、幼生、稚魚、牡蠣の卵、甲殻類の幼生、しらす、その他）、あるいは並行生産の場合には、種類（バナナ - キャヴェンディッシュ）。花卉および観賞用植物のサブ範囲については、認証済みの種は、この列に常に含まれるものとします。例えば、屋内で栽培された花卉 - バラ。
- 16 GLOBALG.A.P.の生産物認証書番号は、認証書に印刷されるものとします。この番号は、生産物および証明書のサイクルごとの、GLOBALG.A.P.のデータベース内の証明書の参照コードです。GLOBALG.A.P.の生産物認証書の番号は、システムで自動的に生成され、5 つの数字、5 つの文字、および 1 つの接尾辞（#####-ABCDE-

####) から成り立っています。与えられた認証書のサイクル内での認証書へのすべての変更は、接尾辞に反映されます。

17 表内の生産物に関連付けられる列と対応する属性は、範囲、サブ範囲、または生産物固有です。

作物について:

生産物	GLOBALG.A.P.の生産物 認証書番号	含まれる収穫	含まれる生産物の取り扱い	生産者/生産サイトの数	並行生産	並行所有

注記:

含まれる収穫: 生産物の取り扱いが含まれる場合、このデータフィールド（列）は省略することができます。生産物の取り扱い: 生産物の取り扱いが含まれない場合には、「いいえ」と入力すること。生産物の取り扱いが含まれる場合、耕地（「耕地」）または施設（「施設」）または両方（「耕地 + 施設」）で行われるかどうかを示すこと。

数量（任意）: 面積（ha）は、生産物ごとに含むことができます。数量（ha で）が表示される場合には、「覆われていない」および「覆われている」を分けるものとします。

PPM 生産物（例えば、種子、種苗）が認証範囲に含まれる場合、以下の但し書きが認証書の 1 ページ目に追加されるものとします。「PPM サブ範囲の下で認証済みの生産物は、人間の消費または材料のために意図されません」

畜産品について:

生産物	GLOBALG.A.P.の生産物 認証書番号	生産者/生産サイトの数	並行生産	並行所有	生体重 (ton)

数量（任意）: ton（生体重、乳製品を除く）が認証書に含まれることがあります。

水産養殖生産物について:

生産物	学名	GLOBALG.A.P.の生産物 認証書番号	購入された種親	購入された種	生産物の取り扱い	検査時に GFSI が承認した (農場出荷後) 証明書か。	生産者/生産サイトの数	並行生産	並行所有

注記:

学名: 学名は、GLOBALG.A.P.の生産物リストに従って記載されるものとします。

購入された種親: はい/いいえを記入すること。

購入された種: はい/いいえを記入すること。

生産物の取り扱い: はい、または、いいえを入力すること。収穫後の活動が生産現場と異なる住所で行われた場合、付則にその旨記載するものとします。

検査時にGFSIが承認した(農場出荷後)証明書: 生産物の取り扱いが該当する場合、あり(企業に有効なGFSIの承認済み農場認証書がある場合)あるいは、なし(企業に有効なGFSIの承認済み農場認証書がない場合)を記入すること。生産物の取り扱いが該当しない場合、この列は削除されるものとします。(AB15.7.1を参照のこと)

- ¹⁸ 生産者グループ(オプション2および4)の場合には、付則に記載されている承認済みの生産者の数を入力すること。マルチサイト生産者(オプション1および3)の場合には、付則に記載されている登録済みの生産サイトの数を入力すること。
- ¹⁹ 非認証の生産物または認証済みの生産物の並行生産/所有権の場合に適用可能。(はい/いいえ、を記入すること)すべてのPHUおよびサイトの取り扱い、あるいは生産している認証済みの生産物は付則に記載されるものとします。
- ²⁰ 発行日は紙の認証書の印刷日です。それは、認証書の最初のページ、および互いに関係する付則に追加されるものとします。この日付は、その代りに、認証書および付録の各ページのフッターに含めることができます。
- ²¹ 認証書「発効日」の日付は、認証サイクルの始まりを定義します。
新しい生産物が認証書の有効期間中に追加された場合、その認証サイクル(発効日 - 満了日)はそのまま維持されます。新しく追加された生産物が元の「発効日」よりも遅く認証され、かつ追加されることを認証機関が示したいと考える場合、認証書の各生産物の個々の「発効日」を追加する可能性があります。これは任意の追加情報です。例えば、認証書は、2015年10月1日からオレンジを含めて有効です。トマトは2016年3月1日に追加されました。元の「2015年10月1日から有効」は残ります。トマトは、認証書において「2016年3月1日から有効」と記されて構いません。
- ²² 認証書「満了日」の日付は、認証書の有効期限です。
- ²³ ブロック体で書かれた認証書を認可した人の姓名。この人が認証書に署名するものとします。
- ²⁴ 「認証判定日」がすべての認証書に表示されるものとします。それは認定委員会が認証判定を下した日付です。

- 25 この注記は、GLOBALG.A.P.のデータベースの検証のみが認証書の現在の状態を証明することを指摘するために、すべての書類に追加されるものとします。さらに、認証機関は、GGN 検証サイトへのリンクを含む QR コードを追加することができます。
- 以下は、QR コードに変換することができます。
- モバイル・ウェブサイトへのリンク: <http://database.globalgap.org/search/40xxxxxxx>
- GLOBALG.A.P.のウェブサイトへのリンク:
<https://database.globalgap.org/GLOBALG.A.P./login.jsp?loginMode=1&searchQuery=40xxxxxxx>
リンクの終わりにある 40xxxxxxx を生産者/生産者グループの GGN に置き換えること。
- 26 認証機関の連絡先窓口のデータ（企業名、所在地、電子メール）すべての認証書に表示されます。
- 27 ページ番号は、総ページ数（x/y ページ）を含むものとします。
- 28 該当する場合、付則（認証書の所有者の GGN を含む）が追加されるものとします。
- 29 オプション 2 または 4 の場合には、生産者グループのすべての承認済みのメンバーは生産物ごとの表に記載されるものとします。
- 30 生産者グループの承認済みのすべてのメンバー（オプション 2 および 4）は、異なる法人であり、GGN を受け取ります。そのことは表に示されるものとします。それらは、GGN の代わりに、独自の GLN を持つことができます。
- 31 承認済みの生産者グループ・メンバーの氏名および所在地は、証明書に印刷されるものとします。
- 32 生産物は、生産者メンバー、製造現場、または PHU ごとに承認されるものとします。
- 33 生産者メンバーが生産物の取り扱いを実施する生産物については（「はい」）、取り扱いを実施しない生産物については（「いいえ」）を示すこと。
- 34 非認定および認定済みの生産物の並行生産または並行所有の場合には、これは 3 つすべての表に生産物ごとに示されるものとします。（つまり、オプション 2 および 4 について承認されたメンバーあたり、オプション 1 および 3、ならびに生産物取り扱い単位あたりのサイト）。はい/いいえ、を記入すること。
- 生産物の並行生産または並行所有が登録されていない場合には、これらの列は省略することができます。
- 35 マルチサイト・オプション 1 または 3 の場合には、登録済みのサイトがすべて記載されるものとします。
- 36 生産サイトの名前および所在地が記載されるものとします。
- 37 生産物の取り扱いの場合には、登録済みの PHU がすべて記載されるものとします。
- 38 PHU が自らの GGN/GLN を持っている場合には、それが記載されるものとします。
- 39 PHU の名前および所在地は、所在地が生産サイトの小在地と同じでない限り、記載されるものとします。

附則 I.4 GLOBALG.A.P.の定義

最新版にある GLOBALG.A.P.定義をダウンロードするには[ここをクリック](#)すること。

Copyright

© Copyright: GLOBALG.A.P.. c/o FoodPLUS GmbH: Spichernstr. 55, 50672 Cologne; Germany. Copying and distribution permitted only in unaltered form.